

経済要録

国 内

◆情報公開法の成立

5月7日、衆議院本会議において、行政機関が保有する行政文書に対する国民の開示請求権について定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（いわゆる情報公開法）が可決され、成立した（5月14日公布）。本法律は、公布日より2年以内に政令で定める日から施行されることとなっている。

◆日本銀行、「国債決済RTGS化に関する要件の一部変更について」を公表

日本銀行は、5月11日、「国債決済RTGS化に関する要件の一部変更について」を公表し、市中協議を開始した（その内容については、『日本銀行調査月報』1999年5月号参照）。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を発表

日本銀行は、5月18日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また、同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、同20日に公表したほか、4月9日に開か

れた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを5月21日に公表した。

記

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市场に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初（注）0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

（注）「当初」とは、2月12日金融政策決定会合時点。

（別添）

平成11年5月18日

日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について現状維持とすることを決定した（賛成多数）。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針は、以下の通りである。

より潤沢な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

その際、短期金融市場に混乱の生じないよう、その機能の維持に十分配意しつつ、当初（注）0.15%前後を目指し、その後市場の状況を踏まえながら、徐々に一層の低下を促す。

（注）「当初」とは、2月12日金融政策決定会合時点。

◆幸福銀行に対する金融整理管財人による管理命令

日本銀行は、5月22日、金融再生委員会からの幸福銀行に対する金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分に関し、以下の内容の総裁談話を公表した。

1. 本日、幸福銀行より、「金融再生委員会から、『金融機能の再生のための緊急措置に関する法律』に基づく『金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分』を受け、金融整理管財人に預金保険機構等が選任された」との報告があった。また、金融再生委員会からも、同様の連絡を受けた。

2. 今後、幸福銀行は、金融整理管財人の下で、適切な業務運営に取り組みつつ、預金保険機構の資金援助を前提として、速やかに受皿金融機関への営業譲渡等を図っていくこととなる。

3. 日本銀行は、日本銀行法第38条の規定に基づく大蔵大臣からの要請を受け、幸福銀行の金融整理管財人による管理が終了するまでの間、同行に対し業務継続に必要な資金を供給する方針を、本日の政策委員会で決定した。

4. 以上の措置を通じて、幸福銀行は通常どおり営業を継続するとともに、預金、インターネット取引を含め、同行の全ての債務の円滑な履行が確保される。日本銀行としては、これにより預金者等の保護及び信用秩序の維持が図られるものと考えている。

◆電子決済技術と金融政策運営との関連を考えるフォーラム、中間報告書を公表

電子決済技術と金融政策運営との関連を考えるフォーラム（事務局：日本銀行）は、5月27日、中間報告書を公表した。その要旨は、以下のとおり。

日本銀行ではいわゆる「電子マネー」を始めとする電子的な決済手段の普及過程や普及後ににおける金融政策運営への影響を考えるために、平成9年12月にフォーラムを設立し、8回に亘り幅広く議論を重ねてきた。本報告書はフォーラムでのこれまでの議論を通じて浮き彫りになつた主要な論点を中間的に整理したものである。

I. 電子決済手段の定義・普及過程

本報告書では、ICカード、暗号、通信ネットワーク等の情報通信技術を利用した決済サービスを「電子決済手段」と呼ぶ。また、電子決済手段を、便宜上、①現・預金と引換に発行された電子的な情報である金銭的価値を資金の保有者が管理するICカードやパソコン上のソフトウェアに蓄えておき、財・サービスの購入時にこれを相手方に引渡す、またはこれを書き換えることによって電子的に決済を行う「ストアドバリュー型商品」と、②預金振替等の

集中処理型の決済手段に対して、インターネット等のネットワークを用いて支払を指示し電子的に決済を行う「アクセス型商品」、の2種類に分けられると考えて検討を進めた。

電子決済手段がネットワーク上で商品を購入する電子商取引に適していることはほぼ間違いないと考えられるが、これに特化して用いられるのか、あるいは当事者同士がface-to-faceで取引を行う対面取引を含めて広く使用されるようになるのか見極めるのは現時点では難しい。一方、取引金額面では、ストアドバリュー型商品は、これまでのところリテール取引を対象に開発されてきていることや現状では電子的価値には付利されていないことから、取引金額が高額になるにつれて事前に現・預金と引き換えて電子的価値を受け取った後決済までの期間に損失する金利（機会費用）が大きくなるなどの理由により少なくとも当面は小額の決済が主な対象になるとみられる。これに対し、アクセス型商品は少なくともそれに比べればもう少し高額な財・サービスも利用対象になるとみられる。

電子決済手段の中長期的な発展の方向については、様々な可能性がある。例えばニュース、書籍、音楽など物理的媒体でなく情報自体に価値があると考えられる財（いわゆるデジタル財）の取引が経済全体に占める割合が大きくなれば、これに伴って電子決済手段の使用も促進される可能性がある。また、ストアドバリュー型商品については交換手段としての機能に加えて魅力的な金利が付されれば預金代替の程度が大きくなる可能性がある。電子決済手段の今後の発展動向については、現時点で予見しがたい技術革新の展開など多くの要因が絡み理論的に予想するのは難しいため、注意深く見極めていくべきである。

II. 電子決済技術の普及と金融政策

当フォーラムでは、ストアドバリュー型商品やアクセス型商品といった電子決済技術の普及が中央銀行の金融政策運営に対してどのような問題を提起するかについて、既存の経済理論を基に、電子決済手段の特徴を踏まえた思考実験を行った。そこではストアドバリュー型商品を決済手段として利用し得る新たな民間銀行負債の一形態と捉えた上で、新型預金の登場と割り切って理解してはどうかとの意見が出され、電子決済手段の特徴を加味しつつ、既に経験した金融技術革新と類似の現象が生ずる可能性を検討した。

まず、シンプルな信用乗数論に基づいてその影響を考えると、電子決済手段が現・預金を代替し、準備預金が課されない場合、電子決済手段の普及によって信用乗数は上昇するとの結論が得られる。但し、こうした信用乗数の上昇については、以下の点に留意が必要である。第1に、電子決済手段の普及過程においては、信用乗数の動きが不安定化する可能性が高いため、信用乗数の予測はより一層困難となる可能性が高い。第2に信用乗数論では既存の銀行と電子決済手段発行体の与信を無差別としているが、後者の与信内容が規制されるのであればこうした前提是適当でない。第3に仮に電子決済手段を通じた信用創造が行われる場合でも、信用創造が歯止めなく行われると考えるのは非現実的である。

貨幣需要という観点からみると、まず、電子決済技術の普及で消費者の預金を現金化させるコスト（銀行への往復コスト）が低下するため、無利子の現金を節約する効果が働き、貨幣需要を減少させるものとみられる。また、電子決済手段の普及過程においては、貨幣供給・需要の

両面で中央銀行にとって予測不可能なショックが発生する可能性が高い。この点については理論的に様々な可能性があるが、例えばプールの古典的な議論に従えば、一般に電子決済手段の普及によって貨幣需給（LM曲線）に予期せざるショックが頻繁に生じるような場合には金利安定化策が望ましいということになる。

大多数の中央銀行は短期金利を操作目標としている。中央銀行の短期金利への影響力を考える上では、電子決済手段が準備需給に与える影響や準備預金制度のあり方を含めて検討する必要がある。そこで金融機関の準備需要を考えると、預金代替的な電子決済手段の普及は準備預金制度対象の既存預金から対象外の電子決済手段へのシフトを促進し、準備需要を減少させる可能性が高い。もっとも、中央銀行が短期金利をコントロールする上では準備需要額の大きさよりもむしろ準備需要が安定的で予測可能かどうか、言いかえれば、電子決済手段普及後に発行体間の最終決済が中央銀行の当座預金を通して最終的に行われるかどうかが重要であると考えられる。このため、電子決済技術の普及が既存の決済システムにどのような影響を与えるか等について幅広い観点からの検討が必要である。

こうした中、準備需要を安定的に維持する点について、金融政策運営上の観点からは、①電子決済手段を含めてすべての決済性金融商品に準備預金を賦課し、その準備率を同一にする、②準備預金に金利を付す、③全ての金融商品の法定準備率をゼロにする、等の政策的対応が考えられる、との意見が出された。

なお、電子的な決済手段が将来的に中央銀行の提供する通貨と代替し得る可能性があるかどう

うかについては、委員の間でコンセンサスが得られたわけではなく、今後更に検討すべき問題である。

III. 電子決済技術とクロスボーダー取引

電子決済技術の発達は金融経済活動にとって物理的な国境の意味を希薄化させる効果を有するため、外国為替管理の自由化等他の要因と並んでクロスボーダーでの電子商取引を増加させる可能性があると考えられる。クロスボーダー取引が増えると、為替リスク軽減等の面で外貨を保有し、これで決済を行うメリットが増えるとか、インターネット・バンキングを通じて外貨建資産の保有が促進される可能性がある。

このように、外貨を保有する理由としては、取引目的と価値保存目的がある。仮に外貨の使用が進展した場合、金融政策運営にもたらす影響を考える上では、両者を分けて考える必要がある。

まず、外貨が取引目的に使用される場合には、国内経済活動の一部が外貨建決済で行われるため、自国通貨建金利の国内経済に与える影響力が低下する。一方、外貨が価値保存目的に使用される場合にも、長期実質金利は他国との金利裁定がこれまで以上に強まる可能性がある。いずれのケースでも、中央銀行は自国通貨のベースマネー供給を通じた短期金利のコントロールを維持できると考えられ、中央銀行は金融政策の操作目標である短期金利への影響力を失わない。しかし、このような状況下では、金融政策は海外経済や為替相場をより意識した政策運営を余儀なくされる可能性がある。

◆日本銀行、コンピューター2000年問題への金融機関の対応状況と「自己点検ポイント」を公表

日本銀行は、5月31日、コンピューター2000年問題への金融機関の対応状況と「自己点検ポイント」を公表した（その内容については、『日本銀行調査月報』当月号及び『日本銀行ホームページ』<<http://www.boj.or.jp/>>参照）。

◆現行金利一覧 (11年6月15日現在) (単位 年%)

	金 利	実施時期()内 前回水準
公定歩合		
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率	0.5	7. 9. 8 (1.00)
・その他のものを担保とする貸付利率	0.75	7. 9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.375	11. 3.18 (1.500)
長期プライムレート	1.9	11. 5.11 (2.3)
政府系金融機関の貸付基準金利		
・日本開発銀行	1.90	11. 5.19 (2.00)
・中小企業金融公庫、国民金融公庫	1.90	11. 5.19 (2.00)
・住宅金融公庫	2.40	11. 4.26 (2.20)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	0.55	11. 6.11 (0.75)
(期間5年~7年)	0.95	11. 6.11 (1.10)
(期間7年以上)	1.60	11. 6.11 (1.70)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(11年6月15日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)		〈6月債〉 応募者利回り(%) <u>1.311</u> 表面利率(%) <u>1.4</u> 発行価格(円) <u>100.78</u>	〈5月債〉 1.435 1.5 100.56
割引国債(5年)		〈5月債〉 応募者利回り(%) <u>0.978</u> 同税引後(%) <u>0.797</u> 発行価格(円) <u>95.25</u>	〈1月債〉 1.353 0.797 93.50
政府短期証券		〈11年6月14日発行分～〉 応募者利回り(%) <u>0.026</u> 発行価格(円) <u>99.993</u>	〈11年6月7日発行分～〉 0.031 99.992
政府保証債(10年)		〈6月債〉 応募者利回り(%) <u>1.500</u> 表面利率(%) <u>1.5</u> 発行価格(円) <u>100.00</u>	〈5月債〉 1.658 1.6 99.50
公募地方債(10年)		〈6月債〉 応募者利回り(%) <u>1.569</u> 表面利率(%) <u>1.5</u> 発行価格(円) <u>99.40</u>	〈5月債〉 1.700 1.7 100.00
利付金融債(3年物)		〈6月債〉 応募者利回り(%) 0.400 表面利率(%) 0.4 発行価格(円) 100.00	〈5月債〉 0.400 0.4 100.00
利付金融債(5年物)		〈6月債〉 応募者利回り(%) 1.000 表面利率(%) 1.0 発行価格(円) 100.00	〈5月債〉 1.000 1.0 100.00
割引金融債		〈6月後半債〉 応募者利回り(%) 0.200 同税引後(%) 0.170 割引率(%) 0.19 発行価格(円) 99.80	〈6月前半債〉 0.200 0.170 0.19 99.80

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。

2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆BISグローバル金融システム委員会、「市場流動性：研究成果と政策へのインプリケーション」報告書を公表

BISグローバル金融システム委員会は、5月3日、「市場流動性：研究成果と政策へのインプリケーション」（原題：Market Liquidity: Research Findings and Selected Policy Implications）と題する報告書を公表した（その内容については、『日本銀行調査月報』1999年6月号参照）。

◆シンガポール通貨庁、金融自由化策を発表

シンガポール通貨庁は、5月17日、競争を通じた金融セクターの強化を企図し、「商業銀行業の自由化と地場銀行の強化のための措置（Program to liberalise commercial banking and upgrade local banks）」を発表。今次措置の骨子は以下の通り。

①外国銀行への業務規制緩和の5ヶ年計画

- ・QFBs（Qualifying Full Banks）免許（Full Bankの免許取得および支店、ATMの拡充が可能となる）の新設（2001年までに最大6行に交付）
- ・制限付銀行（Restricted Banks）免許の新規交付（2001年までに5行に交付）

- ・オフショア銀行に対するシンガポール・ドル建融資上限の引き上げ（現行3億S\$→5億S\$もしくは10億S\$）

②地場銀行のコーポレート・ガバナンス強化

③地場銀行への外資出資比率規制（現行上限40%）の撤廃

◆フィリピン中央銀行、政策金利を引き下げ

フィリピン中央銀行は、5月17日、24日、6月7日、主要翌日物金利を引き下げた（借入金利10.125%→10.00%→9.875%→9.625%、貸出金利12.125%→12.00%→11.875%→11.625%）。

◆インドネシア国会、中央銀行法を改正

インドネシア国会は、4月16日、中央銀行法の改正案を可決、同法は5月17日に発効した。これにより、中央銀行の独立性が強化されたほか、従来、中央銀行が行なってきた銀行部門に対する監督業務については、2002年末までに新機関を設立、移管することになった。

◆中国人民銀行、金融緩和策を発表

中国人民銀行は、6月10日、商業銀行の預貸本金利（平均引き下げ幅 預本金利▲1.0%ポイ

ント、貸出金利▲0.75%ポイント)、準備預金金利(同▲1.17%ポイント<3.24%→2.07%>)、中央銀行貸出金利(同▲1.35%ポイント)の引き下げを実施。

◆ブラジル中央銀行、市場介入翌日物金利を引き下げ

ブラジル中央銀行は、6月9日、市場介入翌日物金利を引き下げた(23.5%→22.0%)。